

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年9月30日（平成28年（行個）諮問第151号）

答申日：平成29年2月6日（平成28年度（行個）答申第168号）

事件名：本人が自宅に現在も保有している利用停止請求書が原本であることを把握した時期等の分かる文書の開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件文書」という。）に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月29日付け20160728統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

審査請求人が経済産業省に開示請求を行った文書は、本件文書である。請求の意図に係る要点のみを強調すれば、同一の文書に係る、「保有していることが前提であればこそ示しうる『全部開示決定』」と、「保有していないことを理由とする『不開示決定』」が、ともに大臣名の公文書として、矛盾した状態のまま現在も存在している理由を示していただくために行った開示請求である。

しかしながら、今回、貴省から開示された文書はもちろん、開示時に立会いいただいた経済産業省鉱工業動態統計室担当者からの説明でも、何ら「事実・事情」は理解できなかった。つまり、請求した文書の開示は何らなされていないと受け止めている。

経済産業省として、審査請求人の開示請求に対して、改めて、他の開示すべき文書、または、開示すべき文書が存在していないことを、探索・精査・確認を頂き、理解しうる理由も含めて示していただくため、

審査請求を行う。

(2) 意見書

審査請求人が諮問庁に提出した保有個人情報利用停止請求書の原本に係る開示請求は、「同一の文書」が対象であることに対して、現時点で、4回の開示請求に対して、「原本を保有している」ことを前提としていなければ示し得ないはずの「全部開示決定」と、「原本を保有していない」ことを理由とする不開示決定が、ともに有効なまま存在している。

その明らかに矛盾した内容の大臣名による決定通知が存在することに対する、諮問庁鉱工業動態統計室が正当性を主張する唯一の論拠は「PDFも原本である」という同室が示した見解のみである。

ところが、今回、開示された文書には、この見解に係る文書が何ら含まれていない。

それどころか、審査請求人に対する補正依頼に関する決裁文書には、取扱い上の注意欄に「別添の原本を同封する。」と記載されている。つまり、同室は、この決裁文書を客観的に見た限りでは、1月25日の時点で既に「原本」は私の自宅に送られることを認識していたということと外形上は判断される。

ただし、同室の見解によれば、審査請求人の自宅に送った文書もPDFを印刷したものだったという可能性が残る。

この同室の見解だが、例えば、紙幣は「真札」の1枚1枚にナンバーが付されている。つまり、それら1枚1枚が原本であり、だからこそ紙幣は信用性が保たれ、紙幣として流通しているということかと思う。鉱工業動態統計室の見解によれば、真札をPDF化したものも原本ということになるのであろうが、あえて申し上げる必要すらなく「贋作」にしかかなりえないというのが、審査請求人の認識であり、一般的な常識でもあると考える。

そのような非常識とも思える見解を、開示請求者である審査請求者に対して示すに際して、その見解の裏付け、根拠となる文書が開示された文書以外に一通も存在しないということはいかにも不自然である。

審査会において、他にも開示すべき文書として、特に、上記の鉱工業動態統計室の見解に係る文書の存否・特定について確認を頂きたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

審査請求人が行った本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、平成28年8月29日付け20160728統第1号により、本件対象保有個人情報の全部を開示する原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件請求保有個人情報に該当する保有

個人情報として別紙 2 に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報（本件対象保有個人情報）を特定し、法 18 条 1 項の規定により、その全部を開示する旨の原処分を行った。

本件請求保有個人情報が記載されている文書は別紙 2 に掲げる文書が全てである。

3 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が本件対象保有個人情報として特定しなかった保有個人情報の開示を求めているので、以下、原処分の妥当性について検討する。

審査請求人は他の開示すべき行政文書が欠けている旨主張するが、諮問庁は審査請求人の主張も踏まえて改めて探索を行ったものの、別紙 2 に掲げる文書以外の存在は確認できなかったことから、別紙 2 に掲げる文書に記載された保有個人情報を本件対象保有個人情報として特定した原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------------|---------------|
| ① 平成 28 年 9 月 30 日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年 11 月 1 日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成 29 年 1 月 22 日 | 審議 |
| ⑤ 同年 2 月 2 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、経済産業省から審査請求人に送付された特定の利用停止請求書が原本（正本）であることを経済産業省として把握した時期（いつ）、経緯（どのように）、背景（どのような伝達ルートで）等、全ての事実・事情に関連した全ての文書一式に記録された本人に係る保有個人情報の開示を求めるものであり、本件対象保有個人情報は、別紙 2 に掲げる文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

審査請求人は、本件請求保有個人情報の再特定を求めており、諮問庁は、本件対象保有個人情報を特定し開示した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮

問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、平成28年6月7日付けの経済産業省の審査請求人に対する不開示決定において、特定の利用停止請求書の原本（正本）が経済産業省から審査請求人に補正依頼のために送付済みであることを理由にして不開示とされたことを受けて、当該利用停止請求書が原本（正本）であることを経済産業省が把握した時期等全ての事実・事情に関連した全ての文書を求めるものである。このため、当該請求に対して行った利用停止をしない旨の決定に関連して、経済産業省が平成28年6月7日までに作成及び取得した文書のうち、開示請求時点で保有していた別紙2に掲げる文書を特定した。

イ 別紙2に掲げる文書は次のとおりであり、当該文書以外に本件請求保有個人情報記録されている文書は保有していない。

（ア）文書1ないし文書6は、当該利用停止請求に対する求補正の手続のため経済産業省が審査請求人に送付した文書である。

（イ）文書7は、審査請求人から経済産業大臣宛てに送付された求補正の手続についての指導を依頼する文書である。

（ウ）文書8は、経済産業省が審査請求人に対して送付した求補正の文書に関連し同省内で意思決定を行った際の決裁に係る文書一式を求める開示請求に対し、保有個人情報の開示をする旨の決定に関する文書である。

（エ）文書9は、当該利用停止請求について保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関する文書である。

（オ）文書10、文書12、文書15及び文書17は、当該利用停止請求及び利用不停止決定に関連して審査請求人が行った不服申立ての審査会への諮問に係る文書（平成28年（行個）諮問第61号、同第64号、同第76号及び同第79号）である。

（カ）文書11は、当該利用不停止決定に関連し経済産業省が意思決定を行った際の決裁に係る文書一式の開示請求に対し保有個人情報の開示をする旨の決定に係る文書である。

（キ）文書13は、当該利用停止請求書の原本の写しの開示請求に対し保有個人情報の開示をする旨の決定に係る文書である。

（ク）文書14及び文書16は、平成28年（行個）諮問第61号及び同第64号に関し審査請求人が審査会へ提出した意見書の写しである。

（ケ）文書18は、当該利用停止請求書の原本そのものの開示請求に対し保有個人情報の開示をしない旨の決定に係る文書である。

（2）諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報の内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、文書1

ないし文書18の内容を踏まえると、別紙2に掲げる文書以外に本件請求保有個人情報記録されている文書は保有していない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえ、他に本件請求保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は同一の文書に対する複数の開示請求に対して全部開示決定と不開示決定という矛盾した内容の決定が併存している旨主張しているが、それぞれ原本の写しの開示請求に対する全部開示決定と、原本そのものの開示請求に対する不開示決定であって、異なる文書の開示請求に対する決定であるから、その処分の内容が異なることは不自然、不合理とはいえない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

平成28年6月7日付け、経済産業省からの審査請求人の利用停止請求書原本（正本）の閲覧のみの開示請求に対する「不開示決定（通知）」において、審査請求人の自宅に本年1月末に経済産業省鉱工業動態統計室から、事前の説明もなく、意味不明の補正依頼と称する文書とともに、唐突に送付されてきたもの（利用停止請求書）が原本（正本）であることを理由として、同年4月21日付けの同じ文書（利用停止請求書原本（正本））に係る全部開示決定（通知）を、事実上、根本から翻してまで不開示の決定をするに至った、審査請求人の自宅に現在も保有しているもの（利用停止請求書）が原本（正本）であることを経済産業省として把握した時期（いつ）、経緯（どのように）、背景（どのような伝達ルートで）等、全ての事実・事情に関連した全ての文書一式（意思決定に関わる文書に限らない。メール、メモ等文書の体裁は問わない。）※本請求の前（平成28年7月26日早朝）にも、鉱工業動態統計室長に説明を求めたものの、これまで同様一切無反応であるため行う開示請求です。同じ文書に係る相矛盾する公文書が発出・有効なまま併存しているという異常な事態の理由は、本来、開示請求をしなくとも、私に対して貴省からなされていくべきものと考えます。鉱工業動態統計室にのみ任せることなく、貴省全体として、行政機関としてあるべき誠実な対応・説明責任の遂行を求めます。

別紙 2

- 文書 1 保有個人情報利用停止請求書の補正依頼について
- 文書 2 補正依頼についての連絡
- 文書 3 電話についての連絡
- 文書 4 保有個人情報利用停止請求書の補正依頼について
- 文書 5 利用停止請求書にどの文書を掲載すれば良いかの連絡
- 文書 6 補正依頼についての追加連絡
- 文書 7 経済産業大臣林幹雄先生ご依頼状
- 文書 8 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）
- 文書 9 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）
- 文書 1 0 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について
- 文書 1 1 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）
- 文書 1 2 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について
- 文書 1 3 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）
- 文書 1 4 意見書の写しの送付について
- 文書 1 5 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について
- 文書 1 6 意見書の写しの送付について
- 文書 1 7 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について
- 文書 1 8 保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）